

ぐんまエコファーマーマーク使用規程

第1 目的

県内において、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動を行う農林漁業者（ぐんまエコファーマー）の認知度を向上し、一層の普及・拡大を図ることを目的に、「ぐんまエコファーマーマーク」（以下「マーク」という）を定める。

第2 図柄等

マークのデザイン及び配色は別記のとおりとする。

- 2 マークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。

第3 マークの著作権

マークに関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、群馬県に帰属する。

- 2 マークは、みどりの食料システム法に基づき群馬県知事による実施計画の認定を受けた農林漁業者（以下「ぐんまエコファーマー」という。）に限り使用できるものとする。
- 3 誤認される類似のマークは、使用してはならない。

第4 マークの使用方法

マークは、実施計画に基づき生産された農産物に添付するシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。

- 2 マークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、原則として、マークの近傍に実施計画の認定を受けた使用者の氏名（団体認定の場合は当該団体名でも可）又は認定番号を明記する方法により、使用者が特定できるようにしなければならない。
- 3 使用者は、消費者等に誤解を与えるような方法でマークを表示してはならない。

第5 マークの使用手続き

マークは、ぐんまエコファーマー認定申請者が、実施計画の申請時又は認定後の次の手続きを行うことで、使用できるものとする。

- (1) マーク使用届出書は、様式1とする。
- (2) 使用者は、前号の印刷を実施する前に、所管する農業事務所または地区農業指導センターを経由して農業事務所長等に提出するものとする。
- (3) 農業事務所長等はエコファーマー台帳（要領別記様式13号）により管理し、実績報告時に農政課長に報告するものとする。

第6 マークの使用期間

マークの使用期間は、使用者に係る実施計画の目標年度までとする。

第7 マークの使用料

マークの使用料は、無料とする。

第8 マークの適正使用

県は、使用者が本使用基準を遵守せずに、不正にマークを使用していると認める場合、使用を禁止することができる。

2 県は、マークの適正な使用に関し、この他、必要な事項については別途定めることができる。

付則

このマークは、令和5年7月11日から使用できるものとする。

このマークは、令和6年4月1日から使用できるものとする。

(様式1)

年 月 日

ぐんまエコファーマーマーク使用届出書

群馬県知事 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

ぐんまエコファーマーマーク（以下「マーク」という。）を使用したいので、ぐんまエコファーマーマーク使用規程第5に基づき、次のとおり届出します。

記

1. ぐんまエコファーマー認定番号： _____

2. ぐんまエコファーマー認証作物： _____

3. マーク使用対象及び年間予定使用数：

<input type="checkbox"/> 農産物に貼付	_____	枚
<input type="checkbox"/> 包装容器に貼付または印刷	_____	枚
<input type="checkbox"/> 包装箱に貼付または印刷	_____	枚
<input type="checkbox"/> ポスター，チラシ，ワッペン，名刺	_____	枚
<input type="checkbox"/> ホームページ等のweb利用	_____	件
<input type="checkbox"/> その他 (_____)		

注1) 団体認定等の構成員（複数人）が個別に申請する場合は、別紙に使用者の氏名を記入すること。

注2) マーク使用対象に該当する項目すべてを☑すること。

(別紙) エコマーク使用者一覧

	氏 名		氏 名
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

注) 記入欄が足りない場合は、欄を繰り返し設けて記載してください。

(別記)

○マークのデザイン及び配色については、以下の6種類を利用すること。

1 カラー



※C: シアン、M: マゼンダ、Y: イエロー、K: ブラック

- 肌 M40%、Y 100%
- 髪・しっぽ・文字(ぐんま・ファーマー) C60%、M80%、Y 80%、K 10%
- 口周り・手・シャツ Y 5%
- 口 M100%、Y 100%
- 帽子本体 C20%、M20%、Y 100%
- 帽子リボン・ボタン Y 100%
- オーバーオール・背景ライン C85%、M50%
- すき取っ手 C15%、M25%、Y 40%
- すき刃 C20%、K 40%
- 文字(エコ) C60%、Y 100%
- 輪郭線・目 K 100%

2 モノクロ



※K: ブラック

- 肌 K75%
- 髪・しっぽ・文字(ぐんま・ファーマー) K 85%
- 口 K 70%
- 帽子本体・文字(エコ) K 30%
- 帽子リボン・ボタン K 10%
- オーバーオール・背景ライン K 55%
- すき取っ手 K 25%
- すき刃 K 45%
- 輪郭線・目 K 100%

3 黒一色



(黒一色)
K 100%

4 緑一色



(緑一色)

C 100%、M30%、Y100%、K30%

5 輪郭線のみ



(輪郭線のみ)

6 輪郭線のみ (反転)



(輪郭線のみ反転)

- マークを使用する場合は、原則として、近傍に認定を受けた使用者の氏名（団体認定の場合は当該団体名でも可）又は、認定番号を明記するなどの方法で、使用者が特定できるようにすること。
- マークの近傍にぐんまエコファーマーに係る説明（※1又は2）を付すよう努めること。ただし、名刺等に使用する場合であって、文字の識別又は印刷が困難な場合は省略することができる。

※1 ぐんまエコファーマーに係る説明

「ぐんまエコファーマーとは、環境負荷に配慮した事業活動（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う事業活動や温室効果ガス排出量の削減を行う事業活動等）の計画を立て、群馬県知事の認定を受けた農林漁業者のことです。」

※2 ぐんまエコファーマーに係る説明

「ぐんまエコファーマーとは、環境負荷に配慮した事業活動の計画を立て、群馬県知事の認定を受けた農林漁業者のことです。」

（表示例）

（例1）



群馬県認定〇〇〇号

（例2）



群馬 太郎

（例3）



群馬県〇〇〇生産組合